

II 一般要望

Ⅱ 一 般 要 望

1 地方分権の一層の推進

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、地方分権改革が進められ、この度の第4次一括法の成立により、地方分権改革も一区切りとなるが、地方税財源の充実・強化を図りつつ、それぞれの町村の個性を活かし、自立した地方をつくるため、住民の視点に立った真の分権型社会の実現を促すよう、引き続き、県と市町村が協力・共同して国に働きかけていく必要がある。

このことから県は、町村の実情をよく理解し、新たな局面を迎える地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望する。

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

内閣府では、新たな局面を迎える地方分権改革のため、新たに「提案募集方式」の導入を開始したが、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な調整を行うとともに、事務・権限の移譲に際しては、移譲に見合う所要の財源を確保するよう国に働きかけること。

また、県の緊急財政対策の検討において、平成27年度以降も引き続き取り組むとされた課題については、これまでと同様に丁寧な説明、調整を行うこと。

さらに、道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかりと行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

(2) 広域自治体としての県の役割発揮

これからの少子高齢社会における行政需要の増加、これに必要な財政出動が見込まれる中、自治体間の連携、協力が強く求められることから、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うことを要望する。

また、住民ニーズの多様化や権限移譲による事務の複雑化、さらには、地方自治法の一部改正による連携協約制度の創設による広域連携の高まりなどにより、地方自治体の職員には高度で専門的な対応能力が求められている。

小規模自治体では、専門性の高い職員を確保することが困難なため「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」に基づく職員交流制度等の充実を図ることを要望する。

(3) 地方財政の強化に向けた町村財政基盤の整備

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構

造となるよう、次の取組を強化するよう、県は、市町村とともに引き続き国に要望すること。

ア 地方税財源の充実

国税と地方税の税源配分を 5 : 5 とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しと、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源を確保されるよう、国に要望すること。

イ 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望する。

(ア) 地方税について国に要望していただきたい事項

a 今後の税制改正検討にあたっての町村税財源の確保について

税制改正の検討がなされている償却資産に係る固定資産税、ゴルフ場利用税については、いずれも町村にとって重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障が生じることを踏まえ、町村税財源の安定的な確保を図るため、現行制度の堅持、代替財源の確保を要望すること。

また、自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること、さらに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う町村財政への影響についても、同様に確実に財源補填することを要望すること。

b 法人実効税率のあり方について

法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で、所要の地方税財源を確保することを大前提とし、地方財政に影響を与えないよう働きかけること。

c 原動機付自転車に賦課される軽自動車税の賦課徴収方法の簡素化について

町村において登録事務を行っている原動機付自転車の税額は、平成 27 年度から 2,000 円に改正されるが、依然として税額に比べ徴税コストが高いため、新規登録時に数年分に相当する額を賦課、徴収する制度などにより、賦課徴収に関する事務を簡素化することを国へ要望すること。

d 固定資産税の非課税等特別措置について

固定資産税に係る非課税等特別措置や特例措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、その目的が達成されているものや特定の優遇措置がされている者及び資産については、税負担の公平の観点から見直すべきである。

固定資産税は、町村の基幹税目であり安定的確保が必要であることから、非課税措置や特例措置の整理・縮減について国へ要望すること。

特に、近年の農業協同組合の金融業務が肥大化し銀行業務に近づいているという実情を踏まえ、非課税措置を廃止し、信用金庫等と同じ課税標準の特例措置を講ずること。

さらに、ＪＲ東日本・ＪＲ東海等の鉄軌道用地の評価についても、評価方法を見直し評価額を引き上げるよう併せて要望すること。

e 家屋評価の簡素化等について

現在の家屋評価方法は、専門性が高く複雑であり、所有者に理解してもらうことは容易ではなく、現地調査時においては、所有者に立会いを求めることとなるなど所有者負担も大きいことから、次の点について国へ要望すること。

(a) 複雑な非木造家屋の評点基準表について、より一層の整理合理化を行うこと。

(b) 家屋の評価方法が所有者の負担とならないよう、簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討すること。

f 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法は、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって複雑で理解を得ることが難しくなっている。

については、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう国へ要望すること。

g 日本郵便（株）所有の固定資産に係る課税について

地方税法の一部改正により日本郵便（株）が所有する一部固定資産に係る課税について、平成 27 年度まで課税標準額をその 5 分の 3 とする特例措置が延長された。

については、税負担の公平の観点から、平成 28 年度以降この特例措置について、延長することのないよう国へ要望すること。

h 土地・建物の適正な登記について

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法（第 382 条）の規定により登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することになっており、適正な課税・収納を図るうえで最も重要な情報となっている。

一方、所有者が死亡した場合には、長期間に渡り名義変更が行われない場合も多く見受けられるため、相続人の確認等、市町村の課税・収納において多大な事務量を要している。

したがって、土地・建物の名義変更が必要な場合（特に所有者の死亡）、速やかに適正な登記が行われるよう、環境整備を国へ要望すること。

i 個人住民税の現年課税について

個人住民税は所得税と異なり翌年課税となっており、課税時点の納税者の負担能力に合致しているとは言えない。特に、昨今の経済状態では雇用の不安定要素もあり、徴収の面で大変苦慮しているところである。

よって、所得税と同様に現年課税とし、源泉徴収とするよう国へ要望すること。

j 個人住民税の特別徴収の推進について

個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県においても市町村と共にオール神奈川で特別徴収制度の推進とその徹底に取り組んでいるが、さらに広域（県域を越えた）で足並みを揃えて制度の推進を図ら

れるよう、広報等の支援・協力について国に要望すること。また、特別徴収を担保する制度の構築・推進について併せて要望すること。

k 生命保険料・地震保険料の各控除計算の簡素化について

所得税及び個人住民税の生命保険料・地震保険料の各控除計算は、控除の種類ごとに計算方法が異なるうえ、同一控除の種類でも制度の新旧で控除の計算方法が違うなど、極めて複雑で申告者・納税者にとって、理解しにくいものとなっている。

このため、納税者の申告に誤りが多数生じている一方、申告所得税額、住民税賦課額への影響は軽微であり、申告・納税者の負担軽減及び審査事務の簡素化の両面から、これら各保険料控除の計算方法を統一化、単純化し、明確化することを国へ要望すること。

(イ) 地方税について県に要望する事項

a 税制改正に伴う個人住民税システム改修経費及び運営費等の適正な補助について

制度改正に伴う個人住民税システム改修費は、県民税の徴収取扱費に算定上含まれているとのことであるが、その経費は納税者数に比例しているとは限らず、町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。

個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、恒久的に発生する町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費、システム運用関係費・ASP費用等について、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し、実施することを要望する。

b 「神奈川県地方税収対策推進協議会」による個人住民税特別徴収推進の取組みについて

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者は、従業員の住民税も特別徴収することになっている。

県においては、平成28年度、県内全事業所を対象に従業員の住民税を特別徴収することを目標に、県内市町村との協力体制のもとで、推進しているところである。

そこで、「神奈川県地方税収対策推進協議会」として、県内全事業所からの個人住民税の特別徴収がスムーズに進むよう、県内全事業者並びに各関係機関等に対して、個人住民税の特別徴収制度について、周知徹底、協力要請を行うこと。

さらに、各県税事務所所管区域内での働きかけもお願いしたい。

c 神奈川県税務職員短期派遣制度の継続実施について

神奈川県で平成19年度から実施している町村への県税務職員短期派遣制度は、収納率向上と困難事案等の解消、県・町村の自主財源確保に多大な効果を上げているほか、町村税務職員の意識高揚、町村税務行政全体のレベルアップに非常に高く貢献しているところである。

ついては、平成27年度以降についても、県税務職員短期派遣制度を継続実施することを強く要望する。

ウ 地方交付税改革の推進

地方交付税については、社会保障と税の一体改革に伴い、一定程度充実されたが、必要な行政経費がしっかり確保されるよう、特別交付税のさらなる見直しを含め、交付税制度の抜本的な改革に向け、次の事項を国に要望すること。

- (ア) 地方交付税を「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止をすること。
- (イ) 地方交付税は地方の固有財源であり、地方公務員の給与削減等、国の政策目的を達成するための手段として用いることは断じて行わないこと。
- (ウ) 特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。
- (エ) 減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。
- (オ) 平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、その引き上げ分については、基準財政収入額に算入されることとなるが、基準財政需要額についても社会保障の充実分、自然増分等が適切に算入され、社会保障改革に見合った一般財源が確保されなければ、単に地方交付税が減少するだけの結果となる。

については、国庫補助事業の地方負担分だけでなく、地方単独事業の充実、安定化分などについても適切に基準財政需要額に算入するなど、地方交付税算定上の整合性を図ること。

- (カ) 臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保し、速やかに廃止すること。

エ 地方超過負担の解消

地方の国庫補助・負担事業において国庫補助・負担金の割落としの傾向があり、地方の超過負担が未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱し、地方財政を圧迫する要因となっている。特に、私立幼稚園就園奨励費国庫補助金については、補助対象経費の1/3について国庫補助金が交付されることとなっているものの、現状では補助率の70%程度を乗じた額の交付となっている。

については、国において適切な財源措置がなされ、地方の超過負担が解消されるよう、働きかけること。

併せて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないように適切な施策展開と財政措置を行うよう国に要望すること。

オ 東日本大震災被災児童の修学援助の継続実施について

東日本大震災により被災し、経済的な理由で就学困難となった児童生徒に対して、市

町村が必要な就学援助を行った場合、県では、国の臨時特例交付金を財源として、就学援助に係る費用の10/10の補助を行っているが、本事業は、平成24年度から平成26年度までの時限措置とされていることから、平成27年度以降も本事業を継続できるよう、臨時特例交付金の延長について、国へ働きかけること。

カ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

- (ア) 市町村自治基盤強化総合補助金は、権限移譲型広域連携を特に優先する制度だが、小規模自治体が地域独自の事業に活用することによって、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業は、優先して採択されるような制度とすること。
- (イ) 生活道路や集会施設などの地域住民に身近な生活関連施設については、補助対象が縮小している。これら生活関連施設整備事業については、整備が立ち後れており、ことに集会施設については災害避難施設として利用されることから補助対象として採択すること。

(4) 県西地域活性化プロジェクトの推進について

神奈川県が平成26年3月に策定した「県西地域活性化プロジェクト」では、県西地域において未病を治し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、未病を治す様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、自然と命、世代が循環する地域づくりを進めることで、地域経済の活性化を図ることとしている。

しかしながら、県西地域は規模の小さな自治体が多く、それぞれの町の個別の施策展開だけでは、様々な地域の魅力をつなげ、地域経済の活性化を図ることは、困難であることから、次の事項について要望する。

- ア 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられた市町の区域を越えた横断的な施策については、プロジェクトの策定主体である県が自らの責任において主体的に取り組むこと。
- イ 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられた施策を展開する町に対する財政支援として、平成26年度に創設された「新たな観光の核づくり等促進交付金」の一部としてではなく、県西地域活性化プロジェクトを推進するための単独の交付金制度を創設するとともに、町のニーズに見合った十分な予算措置を講ずること。

(5) 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議会議員年金制度は、「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となった。

制度廃止に伴う経過措置として給付に要する費用は普通交付税に算入されているものの、不交付団体にあっては、全額一般財源による対応となっており、財政負担が重くのしかかっている。

については、予算措置は普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金（特別交付税等）として、全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国へ要望すること。

(6) 公契約基本法の制定について

厳しい財政状況下、受注競争の激化に伴う低価格入札等により、そのしわ寄せとしてそこで働く人の低賃金化や非正規雇用化などの問題が顕在化してきている。

そうした中、様々な労働者団体において、公契約基本法・公契約条例制定を求める動きが見られるが、契約の相手方は全国の事業者が対象となるとともに、低価格契約がもたらす低賃金や非正規雇用などの問題は、一自治体で解決できるものではなく、国が法律により統一的に規定し、地方が条例により地域の実情に応じて対応することで解決できるものである。

こうしたことから、公契約に従事する労働者の公正な労働条件と公契約に係る業務の質を確保するため、公契約に関する基本法を制定し、基本的事項の統一化を図るよう、国へ働きかけるよう要望する。

(7) 公共施設等総合管理計画の推進に係る財政支援について

公共施設等総合管理計画を推進するにあたり、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってきた。

この管理計画に基づき、施設の廃止を検討した場合、利用者等への代替え措置として施設の統合が不可欠となるが、施設の除却をする場合は、地方債の特例措置が創設されたが「一般単独」区分となっており、また新規の施設等を建設する場合は、国庫補助及び起債制度の適用もないことから、地方公共団体は多額の負担をおうことになる。

については、公共施設等総合管理計画の着実な推進及び市町村による適正な施設の統廃合が円滑に進められるよう、統合施設等の建設にあっては、新たな国庫補助制度の創設を国に対し働きかけるよう、強く要望する。

2 防災対策の充実強化

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3年余りが経過し、県内各町村も、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところである。

しかしながら、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があるが、財政基盤の弱い町村では十分な対応が困難なため、県は次の事項について積極的な支援措置を講ずるよう強く要望する。

(1) 原子力災害対策の一層の強化

ア 原子力災害における避難者対策について

県内には多くの住民が原子力災害により、住むべき我が家に帰宅できず、困難な日々を過ごしている。県は、国に対し、原子力災害で避難している方が一日でも早く帰宅できるよう、万全の措置を講ずるよう申し入れること。

イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壌等のきめ細かい放射能測定や監視について、引き続き、県が広域的に実施すること。

ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグラウンドやプール等及び学校給食の測定について、県は小規模自治体に対し、基準値の測定、測定器具の補助等支援の体制を構築すること。

エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

県で実施する放射能検査の対象地域や対象作物の拡大等により、農家が安心して生産出荷できる検査体制を推進し、併せて、使用制限のある植物性堆肥や農畜産物の放射能検査に係る費用を助成すること。

さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を小規模自治体であっても実施できるように、必要な支援策を講ずるよう国に働きかけること。

オ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、引き続き、適切な対応と防止策を講ずること。

なお今後も、国の指針に基づき、足柄茶の放射能検査を実施し、その結果を広く公表するなどの対応策を講じ、足柄茶の風評被害を完全払拭し、ブランド力を回復させるためのキャンペーンや各種支援策を継続的に実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ること。

カ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実に早急な補償が行われるよう、県としてしっかり申し入れること。

(2) 津波対策の充実強化

ア 津波浸水想定や地震被害想定については、最新の知見に基づき必要な都度見直し、地方自治体や住民に明らかにすること。

イ 津波浸水対策への財政支援

津波から人々の生命財産を守る防潮堤などの整備や、避難施設、避難誘導標識の設置等の整備を図る場合には、引き続き十分な財政支援措置を講ずること。

(3) 地震等防災対策の充実強化

ア 直下型地震等対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

さらに火山の噴火やゲリラ豪雨による水害等の大規模災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

イ 市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の継続・充実

東日本大震災を受けて、平成 24 年度に、平成 26 年度までの 3 カ年を期限として、標記補助金が設けられたが、震災後には、被害想定が上方修正されたほか、帰宅困難者や滞留者対策も必要となってきた。こうした中であって、揃えるべき新たな備蓄食料や資機材、またこれらを備蓄する倉庫など、今後も継続的に整備する必要がある。

については、地域住民の安全・安心を確保するため、神奈川県市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の継続及びさらなる補助制度の拡充について要望する。

ウ 防災行政無線のデジタル化に対する国庫補助事業の創設

市町村では、有事の際における住民等への情報伝達手段として、防災行政無線（同報系・移動系）を整備しているが、平成 34 年 5 月末に現在のアナログ方式が廃止となり、市町村で所有している防災行政無線については、全てデジタル方式へ移行する必要がある。

このため、今後多くの市町村で整備工事が見込まれる防災行政無線のデジタル方式への移行に伴う統制局や屋外子局などの工事費に対し、平成 23 年度から緊急防災・減災事業として起債充当率 100 %、交付税措置 70 %の仕組みが確立されているが、この事業とは別に防災行政無線のデジタル化に対する国庫補助事業の新設、または、補助事業の拡充について国への働きかけを要望する。

エ 消防力強化のための施策の充実・強化

災害の大規模化、多様化、複雑化が危惧される中、引き続き消防力の維持、強化を図ることが必要となっており、市町村が財政負担の平準化を図りながら、計画的に消防車両の更新、消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化を行えるように、補助制度等の財政支援策を講ずること。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定に鑑み、消防団員の被服類を含めた資機材の強化、消防団配備車両の計画的な更新、消防団待機所の改修・建替え等新たな補助メニューの創設等財政支援を講ずること。

さらに、同法の規定に沿い、消防団への加入促進のための啓発・PR等の充実、消防団員への優遇措置及び消防団協力事業所に対する事業税の減免措置を実施するとともに、市町村が実施する同様の施策にも継続して財政支援策を講ずること。

オ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の更なる充実と県の上積み助成を引き続き要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

カ 耐震改修促進法改正に伴う市町村補助事業への支援

平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行され、不特定多数が利用する大規模建築物は、平成27年12月までに、耐震診断の実施・報告が義務付けられた。

今回の改正により対象となった施設には、旅館、ホテル等の民間の施設が含まれ、不特定多数が利用し、かつ災害時の避難者受入建築物となることから公共施設的な役割を担うことが期待されている。

一方、耐震診断の結果、耐震改修を実施する場合の国・県の補助制度は、平成27年度に事業着手という制限があるとともに、大規模建築物であるため多額の改修費用が見込まれ、補助制度を活用しても町村の負担額が莫大であり、予算確保が困難な状況にある。

また、耐震改修実施後には、固定資産税の減免措置が適用されるが、市町村税の減収に対する補てん措置もなく財政運営に大きな影響を及ぼすことが見込まれる。

このため、国県補助金の補助率の更なる引上げとともに、市町村の資金繰りに配慮して国県補助金の概算払い（前金払い）を要望する。

また、市町村負担分については、特別交付税に関する省令第5条第1項第1号項目とすること。また、特別交付税措置以外の部分について地方債の特例措置を講ずるよう要望するとともに、固定資産税の減免措置に対する地方特例交付金による補てん措置を要望する。

キ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

ク 土砂災害対策の充実について

近年の異常気象等により大規模災害が増加傾向にあり、その中で土石流の警戒区域等周辺に住んでいる住民は大変、不安を抱いており、これらの対応に町村は大変苦慮をし

ている状況である。

よって今後、県の役割として、土砂災害危険区域及び特別警戒区域を指定し、特別警戒区域危険個所の整備や対策を講じていただくとともに、県民に今後の対策等についてのロードマップ等を早急に示し、対策を講ずるよう要望する。

ケ リ災証明の発行に係る支援

リ災証明については、地震等の災害における生活再建等の補助である被災者生活再建支援法において、「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」と位置付けられ、生活再建資金の受け取りに必須となった。

これにより、より一層迅速かつ正確に、リ災証明を発行するためにとられるべき措置を講じていく必要があるが、現状では被災家屋のランク付けもままならないため、評価技術の向上を図るため県で研修会を開催すること。

また、統一的な準則の技術的助言作成について国への働きかけることを要望する。

(4) 相互支援体制の実効性の向上

ア 地域県政総合センターの機能強化

平成24年3月に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、オール神奈川での相互支援による防災体制の強化を図ることとしたが、地域ブロック内外の相互支援の核となる地域県政総合センターの機能向上により、相互支援体制の実効性向上に更に努めること。

イ 地域ブロック単位での県市町村合同訓練の実施

相互支援体制の実効性を高めるため、引き続き、地域ブロック単位での県市町村合同訓練を実施すること。

3 快適な生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項についてあらためて国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望する。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取りが円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法については、

ア 容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていない現状を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化に向けて、事業者には拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を徹底させるとともに、地域住民が分別排出しやすいよう、分別・リサイクルが容易な製品開発を義務づけるなど、生産、消費、廃棄の過程において資源がより一層容易に循環するシステムを構築するように業界へ指導することを国に働きかけること。

また、容器包装廃棄物の再資源化のために市町村が行う分別収集に係る費用が、事業者が負担する費用に比べ多大となっていることから、費用負担のあり方について見直すよう国に働きかけること。

イ プラスチック製容器包装の品質基準において異物扱いとなっている自治体の指定袋などについては、プラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合物として取

り扱うよう（財）容器包装リサイクル協会に働きかけること。また、プラスチック製容器包装廃棄物については、形状や素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れや異物を取り除きにくいいため分別排出に対する協力が得られにくい状況にあることから、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にするとともに、形状や素材の単一化や、汚れや異物が簡単に取り除くことができる製品開発などを促進するよう業界に指導することを国に働きかけること。

ウ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度を創設するよう国に働きかけること。

エ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第4条第1項では、国の責務として、使用済小型電子機器等を分別・収集やその再資源化を促進するために必要な資金の確保について規定がある一方で、同趣旨の特定家庭用機器再商品化法第7条第1項で定める国の責務の中には、収集や運搬、再商品化に関して必要な資金を確保する旨の規定がない。

また、分別等を行った使用済小型家電については国が認定した事業者等へ有価で引き渡すこととなっているが、市町村が行う処分費用を賄えるだけのものではなく、事業の推進とともに市町村の負担が増大するものとなっている。

このことは、県内市町村による使用済み小型家電回収への取組みが遅れている一因となっていることから、国の責務として、法第4条第1項に定める財源措置を確実に講ずるよう国へ働きかけるとともに、県費における支援体制の構築を要望する。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を費やしている。

回収する不法投棄物については、事業者が排出する産業廃棄物が多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項の規定で「産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」と県の責務が明記されていること、また、現在町村が回収を行っている区域は、県管理の河川区域であることも踏まえ、事業の実施に対し十分な財政措置を講ずるとともに、県の主導による不法投棄対策を要望する。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを引き続き強化するとともに、不法投棄防止用のフェンス設置、さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美

化意識の醸成にさらに積極的に取り組むこと。

(5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成 21 年 7 月に海岸漂着物処理推進法が施行されたが、依然として、海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

県においては、処分費用に対する応分の負担制度として「海岸漂着物等対策事業費補助」を創設したが、国の補助金に基づく平成 26 年度までの 2 年間の期限付き補助制度であるため、補助制度の継続及び国・県ともに応分の負担をするような制度を早急に確立することを要望する。

4 地域情報化施策の推進

(1) 携帯電話電波塔設置の促進

携帯電話は、生活の必需品となってきた。ことに生活に限らず、自然回帰志向などを背景とした観光客や登山客などの緊急時の連絡のために利用することも多くなっているなか、平成 28 年から 8 月 11 日が国民の祝日として「山の日」となることから、救助する側と登山者との連絡体制を強化するため、観光地にも携帯電話網を整備し、ユーザーのニーズに応える必要がある。

については、各企業の携帯電話アンテナ基地局の増設については、県立自然公園や国定公園を管理する県で積極的に対応され、山間地域の景観保持と各企業のカバーエリアの拡大を、県で取り組むよう要望する。

(2) 制度改正に伴うシステム改修費に対する適正な財源措置

国の制度改正等による電算システム改修には、膨大な経費を要するため、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど、経費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。

システム運用に係る経費は、制度改正の内容により、町村には過重な負担が生じることから、国が進める制度改正に伴って生じるイニシャルコストやランニングコスト等の関連経費に対し、新たな地方負担を生じることなく、また、普通交付税措置によるものではなく、国の責任において全地方公共団体が等しく確実な財源措置を受けることができるよう、国へ働きかけること。

5 自然環境の保全と産業の振興

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置をあらためて強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望する。

(1) 自然環境の保全

本県は、神奈川の屋根・丹沢、そして太平洋に連なる相模灘を有しており、美しい自然環境に恵まれている。また、箱根をはじめとする各地では、その景観等を活用して観光振興がなされている。

森林などの自然環境の保全は、水や空気を育み、地球温暖化対策の推進、二酸化炭素排出抑制にも寄与している。そのため、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大きい。よって、県はこれらを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

(2) 新エネルギー導入促進について

ア 小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政的支援だけでなく、許認可に関連する技術的支援を充実すること。

イ 総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取組みとして早期に検討し、さらに水源環境税も活用して、広域的に取組むこと。

ウ 再生可能エネルギー等の普及拡大を図るため、国に対し、エネルギー基本計画を早期に見直し、具体的な導入目標の設定や達成に向けたロードマップの作成、太陽光発電の買取り区分を規模に応じて設定するなどの固定価格買取制度の効果的運用等について、引き続き要望すること。

また、家庭用新エネルギー導入の促進は、地球温暖化防止に向けたエネルギー政策の一環として、重要であることから、広く導入が図れるよう、国庫補助の上限額の引き上げ、補助対象経費の拡充など財政支援の充実強化を国に要望すること。

特に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を広く普及するにあたり、設置者負担額の低減のため、国庫補助、県補助の引き上げを要望する。

さらに、分散型エネルギーの構築に向けて、県は、HEMS（Home Energy Management System）を組み合わせた省エネ機器等様々なメニューの補助を継続されており、今後も

市町村への情報提供を図りつつ、助成について継続されるよう要望する。

(3) 森林資源の活用

ア 森林に対する国民的支援の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源制度を創設・導入する必要がある。平成 24 年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、その税の使途に森林吸収源対策等を追加するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

イ 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されている。そこで、森林施業の担い手である森林組合等の資本装備の増強を図り、これに対する財政・技術的支援をさらに強く推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われているが、実態の把握は困難である。平成 23 年 4 月の森林法改正により、地域森林計画対象の民有林については新たな届け出制度が創設されたが、この制度を適正に運用し、無届伐採が行われた際の伐採中止や伐採後の造林命令などを、市町村が行えるように、県は十分な支援を行うこと。

ウ 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、広域的な影響の評価を条件に、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

エ 森林整備事業の新たな入札参加要件(木材搬出実績)の廃止等

神奈川県では、水源環境税を活用し撫育のなされていない森林の整備を図り、県土保全、水源涵養等、多面的機能を保持しようと努力をされている。

その森林施業は、地元の森林組合等に入札発注されているところだが、平成 26 年度から一部の地域で、その入札参加要件として「年間 50 m³を超える木材搬出実績」が定められた。零細な森林組合では、大きなハードルで、場合によっては入札の参加ができなくなることが危惧されている。

そのようなことから、森林施業の中核的担い手としての零細な森林組合を育成する観点からも、全ての入札に参加できるよう、新たな要件「年間 50 m³を超える木材搬出実績」を廃止若しくは緩和されるよう強く要望する。

オ 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、全県統一した標準単価による補助のみでなく、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

カ 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定し、必要な措置を講ずるよう国に強く求めるとともに、県として一層の努力をすること。

キ 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

については、次期計画の策定に当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水源林地域への対象の拡大を確実に実現すること。

(4) 農業の振興策

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独自展開が求められている。そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

(5) 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施しているが、ニホンザル、シカ、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。については、現在の施策の効果をよく見極め、ニホンザル、シカの個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現すること。

ア 広域的に移動するニホンザル、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。

(ア) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

(イ) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

(ウ) 捕獲後のニホンザル等に関する広域体制の確立

(エ) 有害鳥獣が人里や人家に近づかないようにする新たな忌避効果の実証研究とそれに関わる国への働きかけをするとともに、ニホンザル、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の有害鳥獣による被害に対処するために、町村が支出をしている当該経費について、交付金への移行により交付率を2分の1と増額されたが、補助率拡大等、さらなる財政支援を要望する。

イ 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業を積極的に推進すること。

ウ 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。

エ 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化と要望額通りの確実な補助金交付。さらに、農作物に対する農業災害補償制度の対象範囲拡大を国に働きかけること。

オ シカの将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

(6) 外来生物被害対策に対する支援について

ア アライグマ、タイワンリスなどの外来生物により、生活や農業、生態系にまで渡る被害が深刻化している。

これらの外来生物の駆除について、県は町村に対して財政支援を含め、対策を積極的に推進すること。

また、外来生物による被害を防除するため、次の事項について実現すること。

(ア) 特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となっている。また、ニホンリスとの個体競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

(イ) タイワンリスはアライグマよりも行動範囲が狭く、市街地にあまり侵入しない分、捕獲は困難である。平成 25 年度、葉山町の町有緑地等での捕獲を実施したところ、アライグマ 2 頭、タイワンリス 80 匹が捕獲された。県が所管する公園や緑地にも、多くのタイワンリスやアライグマが生息し周辺への供給源となっている可能性がある。横須賀三浦地域鳥獣対策協議会では、捕獲は実施出来ないとの回答があったことから、県独自でこれらの場所での捕獲を実施すること。

(ウ) 外来生物の被害は市町村規模に関わらず発生するため、補助金は一律の割合ではなく、被害状況や防除の取組によって上乘せし、町村要望額分の補助金の確保を図ること。

イ 動物福祉や、感染症拡散予防の観点から、捕獲個体の殺処分は安楽殺が望ましいが、そのためには一定の施設や獣医師の協力が必要である。また、焼却炉の規模によっては殺処分後の死体の焼却もできないため、これらの処分を業者委託している市町村が多い。委託料削減のためにも、受け入れ先の確保や受け入れ体制の整備をすること。

(7) ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けている。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっている。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について実現すること。

ア ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効

果調査研究などの情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大を図られたい。

イ ヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいることから、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業の拡充と県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえた抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

6 観光の振興

(1) 県内の観光の推進について

県では、平成 24 年 3 月に策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の一つとして「人を引き付ける魅力ある地域づくり」を掲げている中、県内市町村においても国内観光客誘致と合わせ、インバウンド観光の推進を図っているところである。

県では、更なる観光施策の充実を図るため、平成 26 年度には、地域プロジェクト推進費として「新たな観光の核づくり」や「県西地域活性化プロジェクト」など、地域活性化のための交付金制度も創設したところである。

特に、2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、訪日観光客の増加が見込まれることから、神奈川県魅力を高め、県全体を観光地とした快適な観光環境を更に提供し続けていくことにより、海外からの誘客活動を加速化していく必要がある。

そのためにも、海外からの観光客に対応した外国語案内板の設置や情報通信環境などのハード面の整備などを県全域で推進していくとともに、観光産業における人材育成などのソフト面への具体的支援や協力を要望する。

また、平成 26 年度に創設された交付金制度についても継続を要望する。

(2) 自然歩道等の環境整備の促進観光施策の推進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているほか、平成 28 年から国民の祝日として「山の日」が施行され登山者の増加が想定されることから、幅広い年齢層に対応できる安全で快適な自然歩道等について引き続き着実な整備を進めることを要望する。

(3) 「国家戦略特別区域による規制緩和について」

国家戦略特別区域及び区域方針において東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化の規制改革事項として「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」が掲げられ、戸建て住宅（空き別荘）や集合住宅（空きリゾートマンション等）を活用した外国人施設経営事業の実施が想定される。

しかしながら、観光を基幹とする町村においては、規制緩和により宿泊事業を生業としている旅館・ホテル等への影響も考えられることから、国家戦略区域会議や区域計画の策定時は、小規模団体の意見を十分に踏まえるよう要望する。

(4) 御殿場線 I C カード導入について観光施策の推進

富士山が平成 25 年 6 月に世界遺産に登録をされた。県内からの富士登山は東名道に限らず、J R 東海・御殿場線を利用される方が増え、観光振興が図れるものと期待されてい

る。

しかし、鉄道乗車時に多く使用されている IC カードが、御殿場・国府津駅間で利用できず、観光客だけでなく、日常生活で利用する方にとっても、不便さを強いられている。

富士山の世界文化遺産登録を契機に、観光振興を図る観点から、また生活関連利用者の利便向上を図るため、神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会など、県関係団体とともに「IC 乗車券改札機」を早期に設置するよう JR 東海に要望する。

7 福祉施策の充実

(1) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすることを要望する。

さらに、出産後の雇用の支援や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備することを要望する。

(2) 「子ども・子育て支援新制度」について

平成 27 年 4 月より子ども・子育て支援新制度が施行されるにあたり、教育・保育にかかる費用として国が定める公定価格は、地方負担分を上乗せするような形で設計されている。

現行の民間保育所への補助については、県負担率 1 / 2 と規定されているが、実際は 1 / 3 程度の補助率となっているのが現状である。

県は、民間保育所への補助については、国の「社会保障と税の一体改革」の動向を見定めた上で見直しを検討するとしているが、新制度開始にあたっては、規定されている県の負担率を確実に履行し、市町村に過重な負担とならないよう要望する。

また、待機児童対策を進めるためには、保育士の確保が大きな課題であるため、保育士の人材育成への支援や私立・公立を問わず、人件費等に対する補助について、柔軟な国の支援体制の確立を要望する。

(3) 児童福祉の充実

児童手当法の改正に当たっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、さらなる改善を図るよう、国に働きかけるとともに、県においても次の事項の具現化を図るよう要望する。

ア 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わるのが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

イ 県の単独補助である民間保育所運営費補助金については、平成 21 年度より開所時間加算や障害児保育加算等が段階的に廃止されるとともに、平成 22 年度及び 23 年度は県の財政状況を理由に補助金の単価の減額、さらに満額交付されず、市町村が一般財源で

補填している状況である。

県では、社会保障と税の一体改革の議論の動向を見定めた上で見直しを検討していくとしているが、保育の質の向上と待機児童対策の観点から、今後補助金の削減は行わず、現行の交付要綱の水準を堅持すること。

ウ 放課後児童健全育成事業では、国が算出した経費の 1 / 2 を補助単価（残りは保護者負担）として、国、県、市町村がそれぞれ 1 / 3 ずつ負担することとしている。県も同様に交付要綱を定め、市町村に対し、国・県分にあたる 2 / 3 の補助金を交付することとしているが、県の予算の範囲内としているため、平成 25 年度では、補助金対象額の 7 ～ 8 割程度の交付額となった。

国と県の不足額を市町村が一般財源で負担することは、財政上非常に厳しい状況であることから、県は適正な予算計上をすること。

また、国の補助基準では、児童数が 10 人未満の放課後児童クラブは補助対象外となっており、年間開所日数が 250 日未満のクラブについては、県の補助基準では 20 人未満の放課後児童クラブに対しても補助対象外としているが、国の補助基準と同様とすること。

(4) 介護保険制度の充実

ア 介護保険料について、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすることを要望する。

イ 保険給付費の国庫負担分は、25 %のうち 5 %を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第 1 号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

ウ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

エ 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームは、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、介護家族等に対する慰労制度を一層充実するよう国へ働きかけること。

オ 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。

また、介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、市町村ごとの決定ではなく、生活圈を同じくするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないように、地域の実情に十分に配慮するよう国に働きかけること。

カ 介護職員の処遇改善を介護報酬に上乘せすることは、保険料上昇を招き、利用者負担も重くなることから、介護職員の処遇改善について、利用者の負担増とサービス利用制限を招くことのないよう、恒久的な処遇改善策を講ずること。その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすよう引き続き事業者へ恒久的な交付金制度を創設するよう、国に働きかけること。

(5) 障害者福祉施策の充実

ア 重度障害者医療費助成制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持することを要望する。

また、現在の県重度障害者医療費助成制度の補助要綱を見直し、65歳以上新規認定者、所得制限、一部負担金に関する部分を補助対象とするとともに、精神障害者の入院に係る医療費についても助成対象とするよう要望する。

さらに、重度障害児者の福祉の向上を図るため、身体・知的・精神の3障がいの制度格差が生じないように、国の制度として、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成に対する統一的な公費負担制度として、重度障害児者医療費助成制度を創設するよう働きかけを要望する。

イ 地域生活支援事業に係る補助金については、事前に市町村からの事業協議を受けず、事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされており、これにより現状では、規定の補助率1／2を下回る補助額の交付となっている。

また、これまで、他の補助金対象事業であったものが、当該補助金に統合される傾向もあることから、これまで以上に市町村が不足額を補てんすることが多くなっている。

今後も市町村の超過負担が続いた場合、事業継続に支障をきたす恐れが出てくるなど、最終的に受益者に対し影響が及ぶ可能性も考えられることから、規定された補助率に対して割り落としなどがなく、確実な予算措置を強く要望する。

また、障害者福祉施策における方向性として、国が「障害者の地域生活への移行」を提唱していることから、受益者が地域生活を継続して営めるよう、サービスを安定的に供給していくため、裁量的経費ではなく、国の「義務的経費」として位置づけていくよう要望する。

ウ 障害者総合支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うことを要望する。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成 18 年度から施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）は利用者負担 1 割が設けられ、平成 19・20 年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成 22 年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担が増加した。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。ついては、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国 1 / 2、県 1 / 4 を維持することを要望する。

エ 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待の防止や擁護者の支援など、市町村の役割も明確化されたところだが、町村においては、虐待防止や擁護者の支援等に対応できるスキルを持った専門職の配置など、人員体制の整備が図れていない現状がある。

ついては、障害者虐待の深刻化を未然に防ぎ、また、擁護者の支援等を適切に実施するため、県をはじめ関係機関と密接な連携を図っていくことが必要不可欠であることから、事案の相談や助言などバックアップ機関として、県の積極的な関与及び支援を要望する。

(6) 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

生活保護における級地区分について、首都圏域に位置する神奈川県は、全域的に都市化が進み、日常生活においては、大都市地域と周辺地域との格差はなくなっているのが現状であることから、こうした本県の状況を踏まえ、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけること。

また、生活保護世帯の人工透析に係る医療費の町村負担分については、財政規模の小さい町村においては大きな負担増となっているため、医療給付制度の見直しを強く国に働きかけることを要望する。

8 地域の保健医療制度の充実

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望する。

(1) 国民健康保険の基盤強化と広域一元化

ア 昨年とりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、平成 25 年 12 月 5 日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について、「平成 26 年度から 29 年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成 27 年に開会される通常国会に提出することを目指す」としているが、市町村国保の財政運営はもはや限界に達している。

については、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけること。

(ア) 構造問題の抜本的な解決

- a 社会保障・税一体改革において、税制抜本改革時に行うとされた保険者支援制度の拡充を早急に実施すること。
- b 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。
- c 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。

(イ) 都道府県保険者の実現

- a 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
- b その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。
- c 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
- d 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく

所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

イ 市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないように、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

ウ 後期高齢者医療広域連合健康診査補助金に係る算定方法の見直し

後期高齢者の健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により広域連合が実施する保健事業に位置づけられ、神奈川県では市町村が実施する健康診査事業に対し、その財源として広域連合補助金が交付されているが、市町村が実施する高齢者健康診査は、各市町村の実態に応じて実施しており、受診率にも大きな差が生じている。

広域連合補助金は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金交付実施要綱」により、広域連合が定める「基準受診率」までは10/10の補助となっているものの、基準受診率を超える部分については、9/10で割落とし算定され、交付されている。

健康診査事業については、住民の健康寿命を伸ばすための重要な事業であるので、受診率の向上に繋がるよう広域連合健康診査事業補助金の算定方法の見直しについて要望する。

(2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講ずること。

(3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は神奈川県下においても自治体の補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費助成について県の助成制度を拡充すること。

ア 小児医療費助成制度について

少子化対策の拡充が社会的要請として叫ばれている中、子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求め

られている。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引上げや所得制限を撤廃すること。

また、県での対応が困難であるならば、「すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障」するとして子ども・子育て支援新制度を立ち上げる国において補助制度を確立するよう積極的な働きかけを継続すること。

イ 重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、一部負担金の導入、対象者や所得の制限において、実施主体である各市町村により助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることが危惧される。今後、この格差が縮小するよう県の主導によりさらなる改善策を講ずること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう引き続き国へ働きかけること。

ウ 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っているが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っている。

現在、これら医療費助成事業の実施により、国保の財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているが、この措置は、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の推進に大きな支障をきたしていることから、一刻も早く廃止するよう国に働きかけを要望する。

(4) 各種予防接種・検診などの充実

ア 各種予防接種への安定的な財政支援

(ア) 予防接種事業に対する財政支援について

おたふくかぜ、B 型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするよう国に要望すること。

予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであり、全ての予防接種は地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置するよう働きかけること。

また、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種後の副反応とワクチンの因果関係の解明及びワクチンの安全性についても、早急に確認を行い、速やかに情報提供されるよう併せて要望する。

さらに、患者数が急増している風しんについて、神奈川県では、国に先駆けた先導的な取組みとして予防接種の助成制度を創設したが、国が主体となり、風しんをはじめとする感染症について、予防接種法第 6 条第 1 項に規定されている「臨時に行う予防接種」とし、まん延を防止する緊急措置を早急に講ずるよう働きかけるとともに、県の助成制度の継続を要望する。

(イ) 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、市町村の役割は「ワクチンの接種」と位置づけられているが、パンデミック発生時のワクチン確保は、市町村では困難であると考えている。現に平成 21 年度に発生した際に地域によっては不足が生じ、対応が遅れたケースも報告されている。

については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策について、市町村が円滑に実施できるよう、万一の場合に備え、ワクチン等の開発を早急に進め、国の責任において確保するよう要望すること。

(ウ) 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業及びがん検診推進事業に対する財政支援について

平成 26 年度から、子宮頸がん等女性特有のがん検診事業が働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に、また、大腸がん検診推進事業が、がん検診推進事業に名称が変更され、国庫補助事業として実施されているが、受診率の向上につながるよう、恒常的な制度として確立し、全額国庫補助とするよう国への働きかけを要望する。

(5) 医療補助制度の充実

ア 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されているが、肝炎から進行した肝がんなどの患者への医療費負担については、対象者が発生した場合に、町村においては大きな負担となるため、更正医療費の対象とせず、国において全額負担とし、また、現行制度を早急に見直すよう国に働きかけることを要望する。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立総合支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望すること。

イ 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診への財政支援について

町村では、肝炎対策の一環として、肝炎による健康障害の回避や症状の軽減、進行の遅延を目的に、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、40 歳以上の未受診者に対し医療機関での検診や保健指導等を実施している。

今後とも、住民の健康確保と衛生環境の保全のため、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続実施について国への働きかけをすること。

また、県からの補助金については調整率による調整により満額交付されず、町村がその不足分を一般財源で補填している状況であることから、補助額は、満額交付とするなど、市町村が住民の健康確保や受診率の向上に資するため、円滑に事業を推進できるよう財政支援を要望する。

ウ 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成 23 年 4

月からは助成の拡大が図られ、体外受精及び顕微授精の保険外費用について、1 回の治療につき 15 万円を限度に助成し、申請 1 年度目の方は年 3 回まで、2 年度目以降の方については年 2 回まで、助成年度を通算して 5 年度、通算 10 回までとなった。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ないという実態がある。全国的には独自財源により先駆的に治療費の助成を行っている自治体もあるが、まだまだごく少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数要望が寄せられているところである。

については、不妊症・不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるとともに、県においては不妊治療支援事業のさらなる拡充を図るとともに、不育症治療に係る助成制度等を創設すること。

(6) ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて

本県におけるドクターヘリの運営費については、県市長会と県町村長会等の要請を受け、県及び市町村で事業運営費を負担することを基本的考え方として開始したものであるが、国では「ドクターヘリ特別措置法」を制定し、平成 20 年 6 月には、「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備」を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針 2008」が閣議決定され、県負担分については地方交付税で措置されることとなり、平成 21 年 3 月には「特別交付税に関する省令の一部改正」において、都道府県負担分の 2 分の 1 を特別地方交付税で措置することとされたところである。

ドクターヘリを利用する方は必ずしも地元の住民とは限らず、また、三次救急医療の確保については県の役割であると認識しており、さらに、市町村が事業費の一部を負担している都道府県は、全国的に見ても稀有な例となっている。

このように、ドクターヘリ運営費に係る財源措置については、本県でドクターヘリを導入した当時とは、大きく状況が変化していることから、運営費に係る市町村負担について、廃止もしくは負担割合の見直しを行うこと。

9 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

(1) 町村部における県道整備枠の確保

県の「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けられているところであるが、町村部の県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要である。

また、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、地域の実情に配慮した取組を推進すること。

(2) 圏央道（さがみ縦貫道路）の全線開通に伴う利用促進について

圏央道（さがみ縦貫道路）については、平成 26 年度中には全線開通することになる。

沿線地域は、県が進める「さがみロボット産業特区」に位置づけられていることもあり、企業立地の優位性を P R することで、大きな発展が期待できるが、現在割高になっている利用料金により、その利便性を最大限発揮できないことを危惧している。

そこで、圏央道（さがみ縦貫道路）の利用料金について、環状道路としての目的や効果が十分に発揮されるとともに、公正妥当の観点から、高速道路の標準的な料率（24.6 円／km）程度に料金を低減するなど、高速道路ネットワークを最大限に活用できる料金となるよう国・関係機関への働きかけを要望する。

(3) 「社会資本整備総合交付金の充実」について

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とすると共に、平成 27 年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施することとし、町村に対し早期にその考え方を示すよう国へ働きかけること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通路線の維持確保については、国の「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹

線系統確保維持費国庫補助金)」の補助制度が創設されているが、バスなどの住民の足を確保するため、次の対策を講ずること。

ア 国の地域公共交通確保維持改善事業補助制度などは、県内でも一部の路線に活用され、路線の継続運行に寄与している。

国では、路線維持費補助金、車両減価償却費補助金などの施策を展開しているが、他県では国庫補助と連動した県の協調補助があるものの、神奈川県では、一部でしかこの補助を認めていない。

多くの町村が交通事業者に対して補助金を交付している現状に鑑みて、国と連動するよう、県も協調補助を実施されたい。

また、県独自の補助要件としている下記事項について、国庫補助金と連動した補助金交付要綱となるよう改正されたい。

(ア) 地域間幹線系統確保維持事業で、人口集中地区を通過する距離が系統キロの 50% を超えると、県補助金の交付が受けられないが、赤字路線の実態を重視して、国庫補助金と連動し、補助金を交付されたい。

(イ) 地域間幹線系統確保維持事業の補助要件のうち、「複数市町村の成否要件」や「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件及び、路線の「キロ程」が国と県の基準が乖離していることから、県補助基準の緩和、変更等を検討すること。

(ウ) 車両減価償却費補助金は、1 社に対して 1 台とされているが、この台数制限を緩和し、神奈川県においても補助金を交付されたい。

イ 国、県の補助対象要件に該当しない路線、ことに市町村をまたがる広域的路線で利用の少ないバス路線の一部は、不採算であり、撤退が続いていることから、「補助対象要件の緩和」について国へ働きかけるとともに、県においても同様の補助制度の創設等を行うこと。

ウ 国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、かならずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県は、国の制度に該当しないものや、地域コミュニティバスの支援についても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

(5) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い湘南海岸等の浸食は深刻な状況となっている。

県は国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、保全対策手法を取りまとめた。その実施については、多大な事業費と高度な技術力を要するが、今般、国直轄事業に採択されたことにより、念願の砂浜復活に大いに期待しているところである。

については、今後の事業計画の策定にあたり地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について国へ働きかけ願いたい。

イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の

切り倒しを余儀なくされている。そのため、被害木の伐倒後に松くい虫に強い抵抗性松の植樹をしているが、町の負担は増大するばかりである。

松くい虫被害木伐採補助金は、実勢発注単価と比較してもかなり低額で実態と乖離しており、平成 21 年度の補助単価見直しから 5 年が経過していることから、実情に即した補助単価への見直しを要望する。

(6) 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的を実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者による、さらなる草木の除草並びに伐採をすること。

(7) まちづくり事業の充実

ア 土地区画整理事業への財政支援について

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

イ 無電柱化促進事業について

安全で快適な通行区間の確保、景観の向上、安定したライフラインの実現などを目的に、無電柱化が推進されているが、現在無電柱化に着手している区間の早期完成と未着手区間については、計画に基づき事業の推進を図ること。

特に、公共施設からの景観形成を先導的に進めており、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えている地区については、無電柱化促進事業に着手することについて早急に検討すること。

ウ 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれている。県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施しているが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮をすること。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険個所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施すること。

エ 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけること。

- (ア) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げを図ること。
- (イ) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減をすること。

オ 特殊地下壕対策の拡大強化

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国の責任で積極的に取り組むべきである。ついては、小規模な地下壕も含め特殊地下壕対策事業について、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むよう国への働きかけをすること。

(8) 水道施設の整備促進

ア 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設をすること。

イ 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業である。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設をすること。

ウ 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスポリジウムなどの問題、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要がある。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられる。

このため水道事業の財政健全化をより一層図るため、政府資金及び地方公共団体金融機構資金とともに貸付け利率の引き下げ、償還年限の延長など発行条件の緩和を強く要望する。

(9) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためには、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。

下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

また、公共下水道事業費補助金（流域関連公共下水道を含む）は復活すること。

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠の整備や長寿命化を含めた改築更新、雨水施設整備に対する交付対象範囲の拡充及び財源措置など、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

10 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるようあらためて働きかけるとともに、引き続き県の取組の一層の強化を要望する。

(1) 地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりを、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、暴走族の集団走行やドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけること。

(2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう引き続き国へ強く働きかけること。

(3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

1 1 教育施策の推進

(1) 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤である。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っている。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけられたい。

さらに、平成 23 年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（A L T）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を要望する。

(2) 教育指導体制の強化について

ア 県は町村の充て指導主事を平成 23 年度まで配置をしてきたが、これが廃止されたため、24・25 年度の 2 年間は、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を確保してきた。

しかしながら、その交流人事も 25 年度をもって終了したため、平成 27 年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

イ 学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、国に働きかけを要望する。

ウ 教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラー派遣事業は、児童生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談などにも対応し、学校教育において、大変大きな成果をあげている。

このようなことから、派遣日数の拡大、さらには、小学校へのスクールカウンセラーの配置、学校の事情に応じた柔軟な勤務体制の確立など、制度の拡充・見直しを要望する。

また、児童生徒に係る諸問題の解決に際して、教育分野のみならず、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの派遣日数の拡大と増員あるいはスクールソーシャルワーカーをサポートするスクールソーシャルワークサポーター事業の復活を要望する。

(3) 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編制に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

(4) 特別支援教育の推進に係る体制整備について

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されているが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望する。

また、県において、教育相談コーディネーター養成講座受講修了者については、その専門性から授業数減等の措置を行い十分にコーディネーターの職責が果たされるよう人的措置を要望する。

(5) 栄養教諭の配置基準の引き上げ等について

食育の重要性が高まる中、学校に配置されている学校栄養職員は、教諭としての位置付けがないため、食に関する指導の職務上の位置付けが不明確であることや、食に関する指導への参画が単発的なものになるなど、児童・生徒への指導等について、その役割には限界がある。

については、食育推進の原動力として、栄養教諭の役割が大きく期待されていることから、栄養教諭の全校配置を目指し、栄養教諭の配置基準の引き上げ、また栄養教諭免許取得者が増えている中、取得から発令まで 10 年という経験年数が必要とされている状況の緩和について要望する。

(6) いじめ対策における学校ネットパトロール等への財政支援について

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「インターネットを通じて行われるもの」についても「いじめ」として定義されるとともに、国等の責務も明確に定められた。

併せて、いじめ問題等に対応するための地方公共団体の取組に対し、支援（補助率 1／3）も行われることになっているが、対象は全国で 10 地域と限定されている。

同法第 5 条で、国は、いじめ防止等のための対策を総合的に作成し実施する責務を有すると規定されていることから、当該事業に係る財政措置については、補助対象地域数に制限を設けず、取組を実施する全ての地方公共団体等に対し財政上の措置を講ずるよう国に働きかけること。

(7) 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼

稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3 分の 1 以内が国庫から補助されることとなっている。この国庫補助額を出来る限り 3 分の 1 へ見直すよう、国への働きかけを要望する。

(8) 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、小等部・中等部の児童・生徒については、スクールバスが運行されているが、高等部生徒については、現実的には利用できない状況にある。

このため、高等部生徒については、公共交通機関を利用した自主的な通学となっており、障がいの関係から自主通学ができない生徒は、保護者が毎日送迎を行っているため保護者に相当な負担がかかっている。

については、小等部・中等部と同様に、高等部も自主通学ができない生徒のためにスクールバスの運行を引き続き要望する。